

広 報 = 178号

人口と帯

# なかつえ

9月30日現在  
( )内は前々  
人口 2,195(-)  
男 1,062(-)  
女 1,133(-)  
世帯数 587(-)

■ 発行所・編集発行人・中津江村・斉藤隆一

印刷・日田・朝日堂



写真は  
日田郡老人クラブ  
連合会・母子福祉  
会スポーツ大会

「運動をすれば病気になる」  
その答えは「運動をしないよりはいいでしょう」といふしかありません。人それぞれに個人差があり、いちがいには言えないのです。  
ただ、脳卒中や心筋こうそく、高血圧など、運動不足によってひき起こされる病気の予防になることは確かです。  
十月、十一月になると健康、体育行事が目白押し、人と語り、人と笑う、知らない人たちとのつながりが、こんなところにも生まれてくるのです。  
心と体の病気、今あなたはおもちではないでしょうか。

<10月>

29日 鯛生剣道大会

<11月>

3日 文化の日  
文化祭～中津江中学校にて  
各種行事

6日 糖尿病週間  
(～12日)

8日 立冬

11日 税を知る週間  
(～17日)

19日 日田郡駅伝大会

23日 勤労感謝の日

行 事

1978  
10月号

# 九月十四日覚書に調印

# 津江分水問題解決



〔村長・齊藤隆一〕

以上ある場合に行う……  
などがあります。

大分県、建設省は昭和四十六年より今日に至るまで、約八年間にわたり連続して本村に対し、分水の同意を得ることについて種々交渉が行われ、この間、知事や地建局長とも何度も面談し、村としての意見を述べ、要求すべき事は要求し続けてきたわけです。村としても水資源は緑とともに重要な資源であり、財産であるという見地から簡単には同意できないので拒否し続けてきたのですが、下笠ダムの後遺症の問題の解決を建設省に約束させ、大分県当局が本村の振興策に積極的に取り組み、具体的施策に誠

意をもって対処する姿勢が認められ、また分水計画が本村に不利益をもたらさない事がほぼ確認されましたので、全般的な情勢、周囲の事情等を考え分水に同意することに決心し、去る九月十四日、大分県知事、熊本県知事、ならびに九州地方建設局長との覚書に調印した次第です。以下、その概要について述べます。

## ―分水に対する

### とりくみ―

村の分水に対する取り組み姿勢としては、最初まず下笠ダム建設の後遺症の問題をすみやかに解決することが前提条件であり、この問題を解決しない限り分水

問題には取り組みない事で対処してきました。次に分水を考える場合、分水を実施することにより津江川の河川環境が現在より悪化しないこと、及び分水にかかわらず水利権は地域開発のため優先的に利用されること、ならびに下笠ダムの再開発事業によりダム周辺の環境整備事業を実施し、かつ津江村に利益をあたえるような分水計画でなければならぬこと、さらに大分県及び国は下笠ダム建設等により過疎化した中津江村に積極的な振興策を講じ、水資源涵養地域としての振興に真剣に取り組む事できないれば分水に同意できないとの姿勢方針で終始してきましたが、長年にわたり種々交渉の結果、村の要望を大半受け入れられたと判断して同意した次第ですので、村民の皆さんの深いご理解とご了承をたまわりたいと思います。水問題については議会のみな様とも種々協議を重ね、議会の深いご理解とご協力で、最終的には分水同意の議決をいただき厚くお礼を申し上げる次第

津江分水問題は、昭和四十六年一月二十七日、上中津江両村に建設省より竜門ダム建設説明会がおこなわれたのが事のはじまりです。この時の説明によると、昭和四十五年、四十六年の二ヶ年で調査をし、昭和四十七年から事業にかかり、昭和五十一年度に完成する計が菊池川だけでは足りないので、津江川から分水させ

てもらおうとのことでした。ついで、昭和四十六年一月三十日、大分県知事(木下郁氏)、福岡、熊本、佐賀の四県知事により、九州地方建設局長立会でのもとに津江分水に関する覚書が締結されています。これによると筑後川水系支川津江川より菊池川水系竜門ダムへ流量毎秒三・五以上おけるかつ、瀬の下地点毎秒四十

であります。

# 一 覚書の要点

## 要 点

覚書の要点は次のとおりです。

### ※下釜ダム後遺症の解決について

- ①鳥築地区に地盤安定のための対策工事の実施
- ②大久保窪地及び周辺の局部的変動に対し、建設省が対応策を決め、ただちに措置する
- ③大久保窪地周辺地区に、地すべり防止法による対策工事を県の責任において実施する
- ④野田地区地すべり対策事業は、県の責任にて完全に実施する
- ⑤栃原簡易水道施設の完全改修
- ⑥その他ダム周辺の崩壊防止

### ※河川環境悪化防止について

分水施設としての取水堰の位置（鯛生川、上津江川の合流点付近、堪水地域内）の選定を適切にし、上流の河川環境をいまままで通り維

持し悪化させない。

### ※分水後の上流の水利権について

中津江村の今後の水需要については、津江分水にかかわらず費用負担をとまわらないで優先的に措置する。

### ※ダム周辺の環境整備について

松原・下釜ダム再開発事業におけるダム周辺環境整備事業を積極的に推進し、昭和五十四年度より実施する。

### ※水源地域としての中津江村の振興策について

村の振興計画の実施にあたっては大分県及び建設省は積極的に取り組み、財政援助措置等を十分考慮し、その推進に努めるとともに村が要望した緊急重点事業については、次のとおり実現をはかるように大分県と約束する。

- ①県立高校ごとに実質県立なみの寄宿舎設置、用地は県費負担、建築費 $\frac{3}{4}$ 県費負担、舎監三名県教委より出向など
- ②鯛生金山跡地に林業後継者の生産、研修の場として拠点施設の設置を県単独事

業として実施する。

### ③スーパ林道受益者、賦課金の軽減（十五・八％を六・五一％に）、将来制度改正の場合にはさらに軽減を検討する。

④スーパ林道周辺の振興整備事業を積極的に推進する（昭和五十三年調査実施する）。

⑤内水面漁業について助成措置の拡充。

⑥日田郡森林組合出資金について、昭和五十三年度に財政措置を講ずる。

⑦松原・下釜ダム再開発事業による、ダム周辺環境整備事業を昭和五十四年度より実施する。

⑧農免農道田ノ口線の開設

⑨林道祝川線、昭和五十四年度より過疎代行により実施する。

⑩鯛生金山鉱害防止対策事業を早急に実施し、地方負担のかからないようにする。

⑪八女―小国線、鯛生―県境間の改良舗装を、昭和五十五年まで完了する。

⑫シイタケ原木林造成のため、国有林活用を積極的に推進する（昭和五十三年度約十町歩確定）。

⑬大分県は中津江村に、大分県市町村振興資金一億円を限度とし、十年間無利子貸付けをおこなう。

⑭水源地域振興に対する協力費として三億円、分水地域における調査工事についての迷惑料一億円、合計四億円を受益県たる熊本県より、昭和五十四年一月末日

及び四月三十日に二回に分けて受領の予定。

以上、覚書に約束した事項を実現するためには大変な努力を要することと思いますが、その事業実施にあたっては、村民の皆さんの積極的なご協力を特にお願いいたします。





# 丸蔵小学校一〇〇年祭

## 燃える教育熱をみた!!

緑の木々にかこまれて  
深い谷間の瀬音聞き  
渡神の山を仰ぎ見る  
ひとみ輝くわたしたち  
希望あふれる丸蔵校

九月二十三日、万国旗のはためく中に、ひときわ大きく「祝創立丸蔵校百周年」の門柱が目につく。風さわやかに、澄みきった青空は、

丸蔵校百年祭を祝うかのようである。

三々、五々と丸蔵校へ集まる人たち、前庭は喜びに満ちた校区の方々でいっぱい。『パンパン』と力強くひびく花火、午前十時ちょうどに記念碑除幕式がはじまる。石工伊藤良文氏の心こめた黒みかげの記念碑には、広瀬元郵政大臣の直筆で「鋭きも鈍きもともに捨てがたし、錐と槌とに使い分けなば」が刻まれている。この詩は教育の自由と平等、そして個性教育の重要性を説いたものとされ、丸蔵校教育百年の理想がうかがわれる。

丸蔵校は明治十一年四月



に宇丸蔵の地に開校、以来五度校舎が変り、一時は二百人を越える児童が学び、卒業生も千六百余人の歴史ある学校である。現在の鉄筋校舎は昭和四十七年完成したものであるが、過去四回の校舎建築は先人の教育に對する熱意と浄財により建設が進められたであろうことを思うと、その業績の偉大さに頭の下がる思いがする。

除幕式につづき体育館で、多数の来賓と校区の方々が整然と並ぶ中、記念式典が静粛にはじまる。永瀬義人実行委員長から「想えばこの百年は、寺小屋式の昔から風雪に耐え、勤勉な先人たちが吾がふるさとを思う一念と、勉学への情熱とにより、営々と築きあげられた尊い汗と努力の結晶である。この栄ある百年を祝うにあたり先人たちの偉大な

業績とよき伝統とを尊い遺産として、これからの百年に向けて一層充実発展させなければならぬ」という主旨のあいさつ。同席の校区の方々のどの顔にも百年祭を成功させた喜びがみられ、校区民の燃える教育熱の一端をのぞき心強く感じられた。参加者全員による校歌の大合唱で式典が終る。

役員であろう男女の方々の機敏な活躍で間髪を入れず大祝賀会。小学生のダンスをトップに芸能隊のおどり、とびりの歌、おどりの式場はアツという間に花のステージとかわる。恩師をかこんで語り合う一団、わんぱくだった昔ばなしをさかなに笑い声の高い一団、この日のためにと、サーピスにつとめる若い婦人の方々、いかにも百年に一度のお祝いの光景である。



太陽はいつのまにか、丸蔵の杉にかくれている。明日もまた太陽は昇る。丸蔵校の発展と卒業生の上に幸多かれと。

# 糖尿病週間

## あなたも定期検査を

近ごろ、よくのどがかわくようになり、夜中も2~3回目をさます。水やお茶を飲む量がふえ、トイレが近くなり、尿の量も多くなった。そして疲れやすく、体がだるい——こういう症状の方がおられましたら、この機会に1度、糖尿病の検査を受けてみてはいかがでしょうか。11月6日から12日まで糖尿病週間です。

糖尿病にかかっていることを知らないでいたり、適切な治療を怠っていて、脳卒中や心臓病、腎臓病などを併発して死亡する——という不幸な結果を招く例がふえています。事実、昨年からわが国の原因死亡順位の第10位を占めるまでになりました。

糖尿病は、遺伝との関係が深いとされていますが、一方で肥満やストレス、とくに食事と運動のアンバランスも原因のひとつと考えられています。やっかいなことに、この病気は、初期の段階では自覚症状がありません。とくに中年以降のみなさんは、定期的な検査を進んで受けるようにしましょう。

広域合併により、日田郡五ヶ町村森林組合は十月一日、日田郡森林組合となり

ました。本所は大山町森林組合で、他の町村は支所となり

中津江村森林組合は、昭和三十年十一月四日設立以来、初代組合長児塔務氏五期、二代目奥平親雄氏二期と一年と六ヶ月あまり、その間北村益郁専務理事をむかえ運営にあたりました。

### 十月一日

## 日田郡森林組合発足

合併するにあたっては、各市町村より理事五名、

昭和五十一年六月郡共販所開設により協業体を開始され、その間に各組合長会で

合併の話が持ち上がり、今年五月の通常総会で合併決議が賛成多数で決定されました。行政をこえた合併で

あり、今後、森林組合の果たす役割は責任重大で、組合員はもちろん、村林業の発展のためには村民皆様の絶大なるご協力をお願いいたします。

監事一名が選出されましたが、中津江村は次のとおり

副組合長：奥平親雄・北村益郁 理事：齊藤隆一・長谷部直徹・田島孝雄 監事：武原芳郎

職員人事の中津江関係は次のとおりです。本所総務主任：猪野丹佑 本所指導主任兼務中津江支所長：渡辺辰己 中津江支所主任：梶原政輝 同技術員：永瀬康敏・石鞍弘護 同会計：永瀬真知子

なお、九月三十日付で北村益郁専務理事退任、会計杉野優子さんは退職しました。

### 家庭の療

## 鼻血の応急処置

病気以外のときに出る鼻血——何かにぶつかり、強くかみすぎたりしたとき出るのは、鼻の中にキズがつくことが原因です。鼻血を出したときの応急処置は、次のようにしてください。

〈軽い鼻血のとき〉

衣服をゆるめ、楽にしていすにかけさせて、頭をうしろにそらせ、鼻を五、六分つまんでやると止まります。また、脱脂綿や消毒したガーゼを長さ二、三センチの太目の棒状にして、鼻につめておくのも効果的です。

〈幼児の鼻血〉

いすに腰かけさせ、両ひじを机の上につかせて、あごをてのひらで支えるようにします。その両手の小指で、しばらく鼻を押さえながら、口で呼吸させると、やがて止まります。



〈なかなか止まらないとき〉

消毒ガーゼを少し多めに鼻に詰めこみ、あお向けに寝かせ、しばらく安静にしておきます。そして、鼻柱を冷たいタオルでひやし、逆に足もとを温めるようにします。鼻血が止まったあとも、数時間は、鼻をかまないように注意してください。

〈頭を打って鼻血が出たとき〉

この場合は「危険信号」と考え、すぐ医者にみてもらいましょう。

# にぎやかに・楽しく 体力づくり

10月10日体育の日、一般男子ソフト、女子ソフト、ゲートボールの3種目により体育祭が行なわれました。

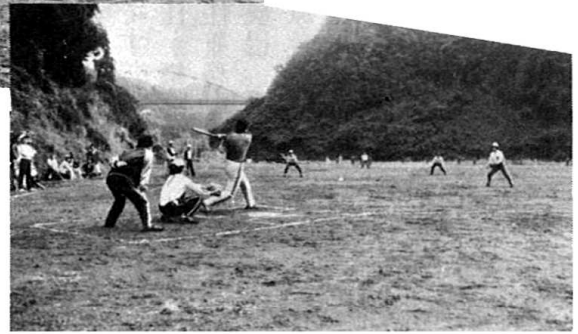
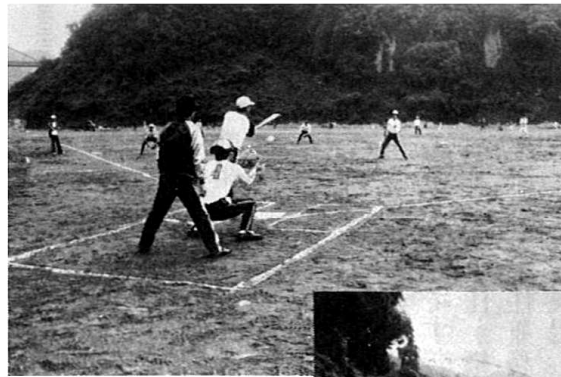
前日の雨で開催があやぶまれましたが、当日は真青に晴れた秋空となり、応援を含め、およそ450の方が楽しい一日を過ごしました。

一般男子ソフトボールは14チームが出場。一部落で2チーム、小部落で1チームと苦しい台所もなんのその、体育祭ならではの珍プレー、好プレーにわきあがりました。決勝戦は鯛生Aと栃原Bが対戦、14対1で鯛生Aが優勝しました。2位には栃原B、3位は丸蔵ロック、川辺Aがはいりました。

一般女子ソフトボールは5チームが出場。技術的にいえばまだまだという感もありますが、にぎやかさでは1番でした。決勝は丸蔵と野田が対戦、19対14で丸蔵が4年連続優勝しました。3位には鯛生がはいりました。

今年のはじめてのゲートボールには8チームが出場。まだルールなどがわからない方が多くいましたが、和気あいあいに試合がおこなわれ、笑顔の絶えない大会でした。決勝は川辺と丸蔵が対戦、22対17で川辺が優勝しました。3位には栃原、八所がはいりました。

## 秋晴れの 体育祭



十二月一日

## 道路交通法が改正されます

道路交通法が七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されます。

今回の改正は二・三人に一人が運転免許をもつ国民皆免許時代を迎えて、車社会の新しい秩序づくりをめざすものです。

主な改正点内容は次のとおりです。

### 自転車の安全基準

自転車の安全基準が決められました。まずブレーキです。ブレーキが不良で思うように止まらない自転車ほど危険なものはありません。時速十キロの速度で三メートル以内で停止できるブレーキが基準とされ、ブレーキ不良の自転車に乗っていると三万円以下の罰金です。また、夜間は尾灯か反射器材をつけなければならなくなりました。うしろから見える場所であれば大ききやつける所はどこでもかまいません。

### 自動二輪にはヘルメット

自動二輪・原動機付き自転車ではヘルメット着用が義務づけられました。いままでは最高速度四十キロ未満の道路ならヘルメットは不要でしたが、これからはヘルメットなしでは乗れません。もちろん荷台に乗る人も必ず着用しなければなりません。

暴走族に対する取り締まりが一段と強化されます。二台以上の自動二輪車や自動車を横



# 村の ホープ



ホープ！ 期待されると  
いう願いの言葉。躍動する  
若いエネルギー、ここに…

スタレ部落 高木 望くん

走る…走る…、いまや日田郡長距離のエースである高木望くん。今月のホープさんは、スタレ部落のノンちゃん。長い髪をなびかせて、もくもくと走る姿をみなさんは一度は見かけているはず、笑顔のかわいい(失礼)青年である。

—あなたの将来— 悲しいかな今だ不安でたまりません。正直いって今の中津江の若い人は、みんなそうではないのですか。農業だけでは不安だし、かといつて場ちがいでは困る。これは個人でとりのぞけるものではないし…、将来ですか？中津江村の地形上などの条件をフルに

恩給法等の一部が次のとおり改正されました。

※旧軍人としての実在職年が3年以上である者、または、その遺族に対して一律に15,000円の一時金が支給されます。ただし、普通恩給、普通扶助料を受給している者、一時恩給、一時扶助料を受給した者、公務員、公共企業体等、職員共済組合法による退職年金または遺族年金を受給している者は請求できません。

※恩給局長の職権により改定されるもの(請求手続きの必要はないもの)

- ①恩給年額の増額…普通恩給、傷病恩給、増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、傷病者遺族特別年金、傷病賜金、各種扶助料。
- ②扶養加給の増額。
- ③介護を要する重症者に対する特別加給の増額。
- ④旧軍人の仮定俸給年額の増額。
- ⑤60才以上、65才未満の者に給する普通恩給または普通扶助料については加算年における減算をおこなわない。
- ⑥傷病年金と普通恩給併給の場合の減算制の廃止。
- ⑦寡婦加算及び遺族加算の増額。
- ⑧恩給外所得による普通恩給の停止基準の引き上げ。

なお、くわしいことは役場住民課へお尋ねください。

恩給法等の一部が変わりました

に連ねて運転したり、道路いっぱいには広がってのジグザグ運転、その他いやがらせに対して懲役六ヶ月以下、罰金五万円以下、違反点九点で、無免許運転よりも重い処分を受けます。

## 酒酔いは免許取り消し

酒酔い運転の違反点は従来十二点でしたが、今度の改正で十五点に引き上げられました。したがって麻薬や覚せい剤を飲んだの運転と酒酔い運転は厳罰で一度の違反で免許は取り消されます。

このほか、いままで行政処分を受けなかった次のような違反も今後は処分の対象になります。無車検、無保険(強制保険)はいずれも違反点六點、青空駐車は二點、夜間の八時間以上の路上駐車が一点となります。

## “うっかりさん”には

救済、恩典もあります。昨年一年間で免許証の切り替えを忘れた人は、全国で三十四万人もいます。こんな“うっかりさん”を救おうと、これまで三ヶ月だった救済期間が六ヶ月に延長されました。

優良ドライバーにはこんな恩典もあります。二年間無事故、無違反の運転者が違反点二点までの軽い違反を犯し、その後三ヶ月無事故、無違反だった場合は、この点数は違反点数からはずされます。いままでは、この点数の消却期間が一年でしたから大幅に短縮されたこととなります。

運転の基本を今一度見直し、今後もしっかり安全運転に心がけてください。

## 11月は青少年 健全育成強調月間

11月は「全国青少年健全育成強調月間」です。

この月間行事は、今年から新しくスタートするものですが、非行防止を重点テーマに全国的におこなわれます。次代をになう青少年を健全に育てることは社会の一員である私たち1人1人にとって大きな課題のひとつですが、その一方で非行が年々ふえているのが現実です。

青少年の非行を防ぐには現場での補導といった直接的な非行防止対策の拡充はもちろんですが、一方では家庭をはじめ職場や地域社会など、あらゆる生活の場を通して、自立心や社会的連帯感を身につけさせることも大切です。

## ご寄付お礼

さきにご家族をなくした次の方々から、香典返しとして、中津江村社会福祉協議会に金一封をいただきました。

紙上をかりて厚くお礼を申し上げます。

高場一男様 石川一郎様  
渡辺重信様 永瀬弘信様  
梶原美民様 川野顕美様

このほか、中津江村公民館図書購入費として川野顕義様より香典返しとして寄付をいただいています。

## 通貨・証券など 返還しています

終戦後、外地から引き揚げてこられた方が上陸地の税関(または海運局)に預けられた通貨、証券などは、上陸地を所轄している税関が保管しています。税関では、お預りしている通貨、証券など現物の返還を昭和28年9月から実施しております。

しかし、まだ多くのものが返還されないままになっています。引揚時に通貨、証券を寄託された方は、できるだけ早く返還手続を取られるようお願いいたします。

返還の申し出は本人ばかりでなく、家族の方でも可能ですから心あたりの方は門司税関監視部にお問い合わせ下さい。

(〒801 北九州市門司区西海岸1-3-10 電話093-321-3031 内線277)

## 火災の季節です!!

6分に1件の割合で火災が発生し、1日に6人が焼死、27人が負傷——これが今年1月から6月までの火災発生ペース(全国)です。火災の発生原因は相変わらず「たばこ」が第1位を占めています。たばこの投げ捨てはしない、歩行中の喫煙はしない、寝たばこはしない…の三原則を喫煙者は必ず守りたいものです。

今年も11月26日から12月2日まで、秋の火災予防運動がおこなわれます。家庭での安全点検をお忘れなく。

## 児童手当が 変わりました

昭和47年に発足した「児童手当法等」が10月から一部改正されました。

この制度は、18才未満の児童を3人以上養っていて、そのうちの1人以上が中学校卒業までの児童であることを条件に、3人目以降の児童に支給されるものです。

今回の改正で、支給額が次のように変わりました。

〈支給額〉…3人目以降の中学校卒業前の児童1人につき、住民税の所得割り課税者には5,000円、非課税者には6,000円が支給されます。

くわしいことは役場住民課でおたずねください。

## 巡回交通事故相談

県交通事故相談所を直接利用できない遠隔地の相談者の便宜をはかるため、県では次のように定期的に巡回相談日を設けて、相談員が出張して無料で相談をおこなっています。気軽に利用ご相談ください。

※日時～毎月第2火曜日

10時30分から3時まで

※場所～日田県事務所総務課

(TEL日田局3-2200)

なお、お急ぎの方は直接県交通事故相談所(県庁内)をご利用ください。祝祭日を除き、毎日相談を受けています。

## 雑記

エネルギーの節約、これは今や世界的な重大問題。何しろカーター大統領がセーターを一枚余分に着ても省エネルギーに努めるようアメリカ国民に要望したのがつい一昨冬のこと。エネルギー、電力や石油ではなく、人間のエネルギーは何から生れてくるのでしょうか。食べて、寝て…このエネルギー、節約させるのか、どしどし消費させるのか、たく短く生きるのか、細く長く生きるのか、それは本人次第。青少年の非行が問題になっているこのごろ。たった一度の人生、青春、何か目的をもって生きると、単純な計算はできるのですが。エネルギーの使い方も考えなければなりません。青春、美しい言葉だと思えます。エネルギーは限りなくつくづくものではなく、いつの日かは絶えてしまうものなのです。青春、このエネルギーを……。